平成２３年（フ）第１４５号
神戸市垂水区五色山４丁目20番29号
破産者　山下　景子
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８号
福岡県大川市大字酒見1619番地４
破産者　香妻　滿代
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
福岡県大川市大字一木1288番地１
破産者　サンキュー商事こと　古賀　新一
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成１８年（フ）第１４９号
大分県国東市国東町東堅来2074番地１
破産者　花木　誠二
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第４１１３号
札幌市西区西野９条５丁目１－６　マンション正富102、破産開始決定時の住所札幌市西区西野１条６丁目１番21号
破産者　石橋　泰三
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３６号
青森市富田１丁目26番12号
破産者　相内　　実
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３７号
青森市富田１丁目26番12号
破産者　相内まり子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
岩手県紫波郡紫波町二日町字南七久保３番地１　町営朝日ヶ丘北住宅３号棟503号
破産者　冨山　喜一
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１０５号
盛岡市三ツ割１丁目14番７号　ハイツ杜12号
破産者　松村　幸男
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９３号
岩手県奥州市江刺区八日町２丁目１番３号ミサワホームＡＰＡ棟101号室、申立時の住所岩手県奥州市江刺区愛宕字海老島120番地
破産者　菊地　絵里
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4061番地の10　県住宅供給公社６－615、従前の住所宮城県加美郡加美町字鹿原谷地袋９番地
破産者　工藤　　悟
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
宮城県栗原市築館字留場桜町60番地１　デーア・マーベラスＡ棟102号、従前の住所宮城県栗原市一迫北沢山崎32番地
破産者　阿部　真樹
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
秋田県大仙市花館柳町15番65―２号
破産者　伊藤　　倢
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第５４号
山形市鳥居ヶ丘26番12号
破産者　中村　龍義
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６７号
山形県東置賜郡高畠町大字元和田448番地
破産者　渡部　秀樹
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第１５号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1482番地１県営白鷹アパート２－２号
破産者　鈴木　則夫（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３２５号
福島県郡山市安積町荒井字大久保62番地の１メゾンドハイツ柴宮１号棟101号
破産者　西間木一敏
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
福島県郡山市久留米２丁目44番地
破産者　伊藤　興治
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第８７６号
川崎市高津区千年876番地　きさらぎハイツ103
破産者　柏木　茂司
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部